

国民健康・栄養調査票の使用申請書様式

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室長 殿

〇〇都道府県衛生主管部（局）長 印

国民健康・栄養調査票（〇〇県分）の使用について（申請）

統計法第15条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり国民健康・栄養調査票（〇〇県分）の使用の承認を申請します。

- 1 調査票の使用目的
- 2 調査票の使用者の範囲
県庁及び保健所職員とすること。
- 3 使用する調査票の名称
 - (1) 名 称 国民健康・栄養調査
 - (2) 年 次
 - (3) 地 域 〇〇県
 - (4) 属性的範囲 特定する場合のみ記載すること
(例) 男性のみ
- 4 使用する調査事項
実際に使用する事項を調査票ベースですべて記載すること。また集計表を作成する場合は、使用する事項が全て含まれていること（使用しない事項については記載しないこと）。
- 5 使用方法
調査票をコピーして利用する、調査票（及びその写し）からデータをコンピューター入力するなど、具体的に記載のこと。統計表の作成に当たっては、個人や世帯が特定できるような数値については秘匿措置を講ずるよう秘密保護に留意すること。
(例1) (1) 〇〇保健所において調査票から別紙様式1に転写。
(2) 調査票から転写した転写書類を用いて、前記調査票の使用者が電子計算機（手）集計により別紙様式2の結果表を作成する。

6 使用期限

(1) 調査票の使用期間

「調査終了後から調査票を提出するまでの間」と記載のこと。

なお、調査票の提出期限は遵守すること。

(2) 調査票の写しの使用期間（調査票の写しをとる場合のみ）

「調査票提出後、〇ヶ月間」と記載のこと。

7 使用場所

転写場所は、原則として調査票の保管所で行うこと。

(例1) (1) 食品摂取量単品票は、〇〇県〇〇保健所内

(2) 転写書類は、〇〇県〇〇課（以下続く時は詳細に）

8 結果の公表及び公表時期

集計した結果、とりまとめた資料を公表するか否かを記載すること。

公表する場合は、公表の方法、公表の時期を記載すること。また、公表しない場合には、その理由を記載すること。

(例) 〇〇年〇〇月「〇〇〇〇」として印刷公表する

ただし、個人や世帯の特定が可能となるような属性については秘匿措置を講ずる。〇〇の資料として利用し、公表しない。

9 転写書類（調査票の写し）の使用後の措置

転写した場合のみ記載すること。複写した場合には、転写したものとみなす。

(1) 保管場所 〇〇県〇〇課電子計算機室内（詳細に）

(2) 保管期間 使用期間終了後1か月

* 保管期間はできるだけ短期間が望ましい

(3) 保管責任者 〇〇県〇〇課 〇〇課長 厚生太郎

* 詳細に役職、氏名を記載

(4) 保管期間終了後の措置 ただちに焼却する。

* フロッピディスク等の電子媒体を使用する場合は、「焼却」を「消去」とする。

10 連絡先

事務担当者 〇〇〇〇

所 属 〇〇〇〇（詳細に役職まで）

連絡先 〇〇〇〇

（郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、E-mail等）

(別紙)

国民健康・栄養調査調査票（データ）の使用上の留意点について

1. 調査票データの情報は、使用目的以外に使用しないこと。
2. 使用に際しては、個人情報が出ることのないよう細心の注意を払うこと。
3. 保管期間終了後、調査票データの情報（調査票の写し、電子媒体）は必ず消去すること。
4. 調査票データについては、第三者への貸出し等を一切行わないこと。
5. 結果についてとりまとめた報告書は、生活習慣病対策室長あてに必ず提出すること。

「国民健康・栄養調査委託費交付申請及び事業実績報告」 書類記入時の注意

平成17年国民健康・栄養調査委託費の執行については、「国民健康・栄養調査委託費交付要綱」により行われますので、円滑な事務の執行のため、作成に際しては様式等の確認をお願いします。

交付申請は、交付要綱に基づき10月20日までに申請をすることとなりますので、提出期限厳守をお願いします。

国民健康・栄養調査委託費の対象経費は、交付要綱に基づき国民健康・栄養調査の実施のために必要な報酬、賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、及び備品購入費（単価5万円以上の備品を除く）となります。

また、交付申請及び事業実績報告については、別紙2中「対象経費の支出予定額（実支出額）」と経費所要額内訳（精算書内訳）の「積算内訳」の合計とが一致しないなどが見られますので、送付いただく際には今一度検算を行って下さい。

（交付申請及び事業実績報告中に見られた記載誤り例及び注意事項）

○送付文書

- ・事業実績報告において、厚生労働省からの交付決定年月日、番号を記載することとなっているが、記載の誤りがあるので、「平成〇〇年〇〇月〇〇日厚生労働省発健第〇〇号」と確実に記載すること。

○事業計画書（事業実績報告書）（別紙1）

- ・「事業計画書」より「被調査世帯数」等に変更があった場合は、上段に申請時の数を記載すること。
- ・被調査人員は、経費対象となる人員とすること。

○経費所要額調（経費所要額精算書）及び経費所要額内訳（経費所要額精算書内訳）（別紙2）

- ・「対象経費の実支出額」と「積算内訳」の合計とが一致しない。
- ・「積算内訳」内の各項目の積算が一致しない。
- ・「対象経費の実支出額」と「歳入歳出決算（見込）書抄本」の額が一致しない。
- ・「対象経費の実支出額」の合計と、「経費所要額精算書」の「対象経費の実支出額（D）」が一致しない。
- ・経費所要額精算書は、経費所要額調と様式が異なるので注意すること。
- ・やむを得ない場合のタクシーや高速道路料金は、旅費（調査旅費）に計上すること。
- ・消費税で生じた端数は、切り捨てとすること。
- ・積算内訳のうち賃金や物品の購入等については、下記の例を参考に記載すること。1人（個）の場合であっても同様にすること。

（例）栄養士 @○, 〇〇〇円×2日×3人=〇〇〇, 〇〇〇円
 歩数計 @1, 000円×○個×1.05=○, 〇〇〇円
 担当者会議旅費 @〇〇, 〇〇〇円×1人 =〇〇, 〇〇〇円

○歳入歳出予算（決算）書又は見込書抄本

- ・「経費所要額内訳（経費所要額精算書内訳）」の額と一致しない。
- ・歳出額を四捨五入した場合、その合計が「国庫負担所要額（交付決定額）」と一致しない。
- ・「歳入」の額と「国庫負担所要額（交付決定額）」が一致しない。

経費所要額調

総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費の支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	国庫負担基本額 G	国庫負担所要額 H	備考
円	円	円	円	円	円	円	円	

一致すること

経費所要額内訳

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
報酬 賃金 〇〇〇 〇〇〇	円	
計		

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

地方公共団体の長 印

平成 17 年度国民健康・栄養調査委託費の事業実績報告について

平成〇〇年〇〇月〇〇日厚生労働省発健第〇〇〇〇号をもって交付決定を受けた標記委託費について、当該事業を完了したので次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 事業実績報告書 (別紙 1 のとおり)
- 3 経費所要額精算書 (別紙 2 のとおり)
- 4 添付書類

記載誤り、記載もれが多いため、確認すること

(1) 平成 17 年度歳入歳出決算書又は見込書抄本
(備考欄に対象金額を記入すること。)

(2) その他参考となる資料

(注) 申請と実績に変更が有る場合には、変更部分についてのみ申請時を上段に()書すること。

事業実績報告書

調査地区名	調査所要 日数	被調査 世帯数	被調査人員				集計員 雇上げ数	調査員雇上げ数					備考	
			栄養 摂取	身体 状況	血液等 検査	歩数計 調査		医師	栄養士	看護師	助手	その他		計
〇〇〇市														
〇〇〇町														
合計		(〇〇) 〇〇												

(注)調査所要日数には、調査地区までの往復に要する日数は含まれないこと。

「事業計画書」から「被調査世帯数」等に変更があった場合、上段に申請時の数を記載すること

内臓脂肪型肥満の判定・血圧の分類について

内臓脂肪型肥満の判定基準

(日本肥満学会肥満症診断基準検討委員会)

	診断方法	判定
1)	内臓脂肪型肥満のスクリーニングに用いる身体計測指標として、体位、呼気時に計測した臍周囲径(ウエスト周囲径)を用いる。ただし、WHO基準でのウエスト周囲径は肋骨弓下縁と上前腸骨棘の中間点としている。	BMI25以上で、 男性のウエスト周囲径85cm以上、 女性のウエスト周囲径90cm以上を 上半身肥満の疑いとする。
2)	上半身肥満の疑いと判定された例に対し、腹部CT法により呼気時の臍レベル断面像を撮影し、内臓脂肪面積を計測する。	男女とも内臓脂肪面積100cm ² 以上を内臓脂肪型肥満と診断する。

※ 2000年に日本肥満学会肥満症診断基準検討委員会は、臍の高さで計測したウエスト周囲径を用いた内臓脂肪型のスクリーニング基準を設定した。同基準では、ウエスト周囲径が男性では、85cm以上、女性は90cm以上の場合に内臓脂肪蓄積の危険があるとして、腹部のCT検査で確認するように勧めている。(「日本臨床牀 61 巻増刊号 6 号 2003」より)

血圧の分類

(2000年 日本高血圧学会)

		収縮期血圧	かつ	拡張期血圧
正常域	至適血圧	120mmHg 未満		80mmHg 未満
	正常血圧	130mmHg 未満		85mmHg 未満
	正常高値血圧	130mmHg から139mmHg	または	85mmHg から89mmHg
軽症高血圧		140mmHg から159mmHg	または	90mmHg から99mmHg
中等症高血圧		160mmHg から179mmHg	または	100mmHg から109mmHg
重症高血圧		180mmHg 以上	または	110mmHg 以上

なお、収縮期血圧と拡張期血圧が別々の分類に入る場合には、より高い分類の方を採用する。